

議第72号

山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月県条例第83号）の一部を次のように改正する。

目次中「第17条」を「第17条の2」に改める。

第3条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第8条に次の1項を加える。

- 3 療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第13条第2項中「は、」を「は、当該」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「規則で定める措置を講じなければ」に改める。

第14条に次の1項を加える。

- 3 療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第2章中第17条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第17条の2 療養介護事業者は、虐待の発生を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第26条第2項中「は、」を「は、当該」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「規則で定める措置を講じなければ」に改める。

第27条、第30条、第35条及び第39条中「第17条」を「第17条の2」に改める。

第47条中「第17条」を「第17条の2」に改め、「、第21条」を削る。

第49条中「第17条」を「第17条の2」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第3条第3項の改正規定（「責任者を設置する等」を削る部分を除く。）は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第13条第2項及び第26条第2項（改正後の第30条、第35条、第39条、第47条及び第49条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
- 3 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間、改正後の第14条第3項（改正後の第27条、第30条、第35条、第39条、第47条及び第49条において準用する場合を含む。）及び第17条の2（改正後の第27条、第30条、第35条、第39条、第47条及び第49条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努

めなければ」とする。

提 案 理 由

障害福祉サービス事業者が講じなければならない措置に、虐待の発生を防止するための措置を追加する等のため提案するものである。

議第73号

山形県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

山形県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

山形県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月県条例第84号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第7条に次の1項を加える。

3 障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第13条第2項中「は、」を「は、当該」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「規則で定める措置を講じなければ」に改める。

第14条に次の1項を加える。

3 障害者支援施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第18条を第19条とし、第17条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第18条 障害者支援施設は、虐待の発生を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第3条第3項の改正規定（「責任者を設置する等」を削る部分を除く。）は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第13条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

3 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間、改正後の第14条第3項及び第18条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

提 案 理 由

障害者支援施設が講じなければならない措置に、虐待の発生を防止するための措置を追加するため提案するものである。

議第74号

山形県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

山形県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

山形県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月県条例第85号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第5条に次の1項を加える。

3 地域活動支援センターは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第10条第2項中「は、」を「は、当該」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「規則で定める措置を講じなければ」に改める。

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第14条 地域活動支援センターは、虐待の発生を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第3条第4項の改正規定（「責任者を設置する等」を削る部分を除く。）は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第10条第2項の規定については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

3 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間、改正後の第14条の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

提 案 理 由

地域活動支援センターが講じなければならない措置に、虐待の発生を防止するための措置を追加する等のため提案するものである。

議第75号

山形県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の
制定について

山形県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように
制定する。

山形県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

山形県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月県条例第86号）の一
部を次のように改正する。

第3条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなけれ
ば」に改める。

第6条に次の1項を加える。

3 福祉ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に
努めなければならない。

第10条第2項中「は、」を「は、当該」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「規
則で定める措置を講じなければ」に改める。

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第14条 福祉ホームは、虐待の発生を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第3条第4項の改正規定（「責任者を
設置する等」を削る部分を除く。）は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第10条第2項の規定の適用につ
いては、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

3 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間、改正後の第14条の規定の適用について
は、同条中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

提 案 理 由

福祉ホームが講じなければならない措置に、虐待の発生を防止するための措置を追加する等のた
め提案するものである。

議第76号

山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例の制定について

山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例

山形県工業技術センター手数料条例（昭和41年3月県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条第4号中「、色見本製作」を削る。

別表中 「3,770円」 を 「3,900円」 に、

「	食	品	1 試験	1 試料	5,440円	を	
			1 試験	1 試料	118,000円		
「	食	品	1 試験	1 試料	5,440円	に、	
			1 試験	1 試料	14,000円		
「	電	気	計	測	試	験	を
「	非	破	壊	試	験	14,000円	に改

め、同表デザイン、色見本製作、モデル製作の項を次のように改める。

デザイン、モデル製作	デザイン	工業機器、生活機器	1 件	193,000円
		グラフィック、家具、クラフト	1 件	99,200円
	モデル製作	モデル造形	1 件	7,150円
		洗浄処理	1 時間	3,030円

別表の備考第1項中「3,770円」を「3,900円」に、「300円」を「310円」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提 案 理 由

山形県工業技術センターにおける受託事務の手数料について、徴収に係る項目を整理するととも

に、額の適正化を図るため提案するものである。

議第77号

山形県文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について

山形県文化財保護条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県文化財保護条例の一部を改正する条例

山形県文化財保護条例（昭和30年8月県条例第27号）の一部を次のように改正する。

目次中「第36条の11」を「第36条の12」に改める。

第36条の3に次の1号を加える。

(7) 法第183条の2第1項に規定する文化財保存活用大綱の策定又は変更

第36条の8第3項及び第4項中「委員」を「委員及び議事に関係のある臨時委員」に改める。

第5章の3中第36条の11を第36条の12とし、第36条の10を第36条の11とする。

第36条の9中「審議会」を「審議会及び部会」に改め、同条を第36条の10とし、第36条の8の次に次の1条を加える。

（部会）

第36条の9 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第3項及び第4項中「委員及び議事に関係のある臨時委員」とあるのは「当該部会に属する委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

7 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

山形県文化財保護審議会において文化財保存活用大綱の策定又は変更に関する事項を調査審議することとするとともに、同審議会の部会の組織及び運営に関し必要な事項を定める等のため提案するものである。

議第78号

山形県水産振興条例の設定について

山形県水産振興条例を次のように制定する。

山形県水産振興条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 振興計画（第7条）

第3章 水産振興に関する基本的施策（第8条—第18条）

第4章 推進体制等（第19条・第20条）

附則

本県は、名峰に数えられる秀麗な山々に囲まれ多様な水系を有している。母なる川「最上川」に代表される河川を通して日本海へと注ぐ壮大な水の循環は、最上川舟運、北前船など経済と文化の行き交う道として重要な役割を果たすとともに、美しい自然と豊かな資源を支え、多様な水産物を育んできた。

本県の水産業は、日本海の豊富な水産物の水揚げ拠点や清流を活かした良好な漁場及び養殖場を有し、県内各地のにぎわいを創出するなど地域産業の発展と振興に大きく貢献し、県民の豊かな食生活を支えてきた。さらには、漁村及び内水面漁業地域は、水産業の健全な発展の基盤であるとともに、様々なレクリエーションの場としても活用され、県民の健康で豊かな生活の実現に寄与してきた。

平成28年に本県で開催された第36回全国豊かな海づくり大会では「森と川から海へつなぐ生命のリレー」をテーマとして、新たな決意を持って、豊かな海を育み、環境や生態系の保全に努めていくことが決議され、水産業に携わる者は、環境や生態系の保全の取組により豊かな海というかけがえのない財産を将来に引き継ぐ重要な責務があるとされた。

しかしながら、気候変動等による漁場環境の変化や水産資源の減少、漁業の担い手の減少等により、漁業とこれを支える地域を取り巻く環境は厳しさを増しており、本県の水産業の振興に向け、将来を見通した方向性を示す必要がある。

このような状況の下、本県の水産業を持続し成長する魅力ある産業にしていくとともに、漁村及び内水面漁業地域の振興を図るため、県、市町村、水産業者、県民等が一体となって取り組んでいくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本県の水産振興に関し、基本理念を定め、県の責務並びに水産業者及び県民等の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、水産振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、本県の水産業の健全な発展並びに漁村及び内水面漁業地域の振興を図り、もって豊かな県民生活の実現及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「水産業」とは、漁業、水産加工業及び水産流通業をいう。

2 この条例において「内水面漁業地域」とは、内水面における漁業を内容とする団体漁業権（漁業法（昭和24年法律第267号）第60条第7項に規定する団体漁業権をいう。）に係る漁場の属する地域をいう。

(基本理念)

第3条 本県の水産振興に関する施策は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- (1) 本県の水産業が将来にわたって、水産物を持続的かつ安定的に供給するため、水産資源の保存及び管理並びに水産動植物の増殖及び養殖を推進すること。
- (2) 効率的かつ安定的な漁業経営を確立するため、漁業の担い手の育成及び確保を図るとともに、県産水産物の付加価値を高めること。
- (3) 県産水産物の消費を拡大するため、県内外に良質で安全な県産水産物を流通させるための体制の強化及び県産水産物の評価の向上に取り組むこと。
- (4) 漁村及び内水面漁業地域が水産業の健全な発展の基盤たる役割を果たすことができるよう、これらの地域の振興を図ること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、水産振興に関する施策を策定し、及び総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

- 2 県は、市町村、水産業者、県民その他関係機関による水産振興に関する取組の促進を図るため、市町村、水産業者、県民その他関係機関と連携し、及び必要な支援を行うものとする。

(水産業者の役割)

第5条 漁業者は、基本理念にのっとり、県が実施する施策に協力するとともに、水産資源の保存及び管理並びに水産動植物の増殖及び養殖に主体的に取り組むことにより、安定的な漁業生産の維持増大に努めるものとする。

- 2 水産加工業及び水産流通業を営む者は、基本理念にのっとり、県が実施する施策に協力するとともに、消費者に信頼される良質で安全な水産物の製造及び流通に主体的に取り組むよう努めるものとする。
- 3 水産業者は、水産物の評価の向上に主体的に取り組む、その事業を行うに当たっては、相互に連携して取り組むよう努めるものとする。

(県民等の役割)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、県が実施する施策に協力するとともに、水産業並びに漁村及び内水面漁業地域の果たす役割に対する理解を深め、水産動植物の生育環境の保全及び改善に資するよう、水質の保全及び森林の整備を図るための活動に参加し、並びに県産水産物の利用を推進するよう努めるものとする。

- 2 海域、河川等において遊漁その他の余暇活動を行う者及びこれに関連する事業を営む者は、その活動又は事業を行うに当たっては、基本理念にのっとり、漁業に支障を及ぼさないように、及び水質に影響を及ぼさないように努めるものとする。

第2章 振興計画

第7条 知事は、水産振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画（以下「振興計画」という。）を定めるものとする。

- 2 知事は、前項の規定により振興計画を定めようとするときは、県民の意見を聴かなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定により振興計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、振興計画の変更について準用する。

第3章 水産振興に関する基本的施策

(水産資源の維持増大)

第8条 県は、水産資源の維持増大を図るため、漁業者と連携した水産資源の保存及び管理の推進、水産動物の種苗の生産及び放流の推進、水産動植物の養殖に関する技術開発の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(水産動植物の生育環境の保全、改善及び創造)

第9条 県は、水産動植物の生育環境の保全、改善及び創造を図るため、水質の保全及び森林の整備の推進、野生生物等による水産資源に対する被害を防止するための措置の実施に対する支援、藻場の造成の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(漁業の基盤の整備)

第10条 県は、県産水産物の安定的な供給に資するための漁業の基盤を整備するため、漁港施設(漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第3条に規定する漁港施設をいう。)の整備、漁場の整備及び開発、水産動植物の増殖及び養殖の用に供する施設の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(漁業の担い手の育成及び確保)

第11条 県は、漁業の担い手の育成及び確保を図るため、漁業技術の向上の促進、漁業の魅力の発信、漁業への就業を希望する者を円滑に受け入れることができる体制の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県産水産物の付加価値の向上)

第12条 県は、県産水産物の付加価値を高めるため、水産物の処理及び加工に関する技術の向上の促進、水産物の保蔵及び加工の用に供する施設の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(効率的かつ安定的な漁業経営の育成)

第13条 県は、効率的かつ安定的な漁業経営を育成するため、漁船その他の施設の導入の促進、事業の共同化の推進、経営管理能力の向上の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県産水産物の流通の体制の強化及び評価の向上)

第14条 県は、県産水産物の流通の体制の強化及び評価の向上を図るため、流通の効率化及び高度化の促進、衛生管理の高度化の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県産水産物の率先利用等)

第15条 県は、県民並びに水産加工業及び水産流通業を営む者がその日常生活及び事業において県産水産物を率先して消費し、利用し、又は販売するようにするため、地産地消(県産水産物を県内で消費することをいう。)の取組の推進、県産水産物の販売先の開拓の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(漁村及び内水面漁業地域の振興)

第16条 県は、漁村及び内水面漁業地域の振興を図るため、水産業と観光業等との連携の促進、遊漁その他の余暇活動に関する情報提供、漁村及び内水面漁業地域に関する文化の継承の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(水産に関する調査及び技術の開発の推進)

第17条 県は、水産に関する調査及び技術の開発を推進するため、大学、高等学校、民間その他試験研究機関との連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民の理解の促進)

第18条 県は、水産業並びに漁村及び内水面漁業地域の果たす役割に対する県民の理解の促進に資するため、水産業並びに漁村及び内水面漁業地域が有する水産物を安定的に供給する機能及び自然環境の保全等の多面にわたる機能の周知その他の必要な施策を講ずるものとする。

第4章 推進体制等

(推進体制の整備)

第19条 県は、国、市町村、水産業者、県民その他関係機関と連携して、水産振興に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第20条 県は、水産振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に策定されている水産振興に関する計画であつて、振興計画に相当するものは、第7条第1項の規定により定められたものとみなす。

提 案 理 由

水産振興に関し、基本理念を定め、県の責務並びに水産業者及び県民等の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、水産振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため提案するものである。

議第79号

山形県都市公園条例等の一部を改正する条例の設定について

山形県都市公園条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県都市公園条例等の一部を改正する条例

(山形県都市公園条例の一部改正)

第1条 山形県都市公園条例(昭和55年3月県条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条第13号」を「第2条第15号」に改める。

(山形県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 山形県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例(平成24年12月県条例第94号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条第21号」を「第2条第24号」に改める。

(山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例の一部改正)

第3条 山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例(平成28年3月県条例第25号)の一部を次のように改正する。

第8条第8号中「第2条第4号」を「第2条第5号」に、「同条第5号」を「同条第6号」に、「同条第7号」を「同条第8号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提 案 理 由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

議第80号

山形県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

山形県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例
山形県県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年12月県条例第92号）の一部を次のように改正する。

目次中「第44条」を「第45条」に、「第45条」を「第46条」に、「第46条」を「第47条」に改める。

第33条中「柵」を「自動運行補助施設、柵」に改める。

第46条を第47条とし、第3章中第45条を第46条とする。

第2章中第44条の次に次の1条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第45条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（新設特定道路を除く。）は、道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。

附則第3項中「第45条」を「第46条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

県道における歩行者利便増進道路等の構造の技術的基準を定めるため提案するものである。

議第81号

山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

山形県道路占用料徴収条例（昭和44年3月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項本文中「1.1を乗じて得た」を「、当該道路を占有させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた」に改め、同項ただし書中「1.1を乗じて得た」を「、当該各年度において当該道路を占有させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた」に改める。

第3条第1号中「第11条の8第1項」を「第11条の9第1項」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表

占有物件		占有料			
		単位	所在地		
			第1級地	第2級地	第3級地
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	1本につき1 年	510	420	380
	第2種電柱		790	650	580
	第3種電柱		1,100	880	780
	第1種電話柱		460	380	340
	第2種電話柱		730	610	540
	第3種電話柱		1,000	830	740
	その他の柱類		46	38	34
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メー トルにつき1年	5	4	3
	地下に設ける電線その他の線類		3	2	2

	路上に設ける変圧器	1個につき1年	450	370	330
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	270	230	200
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	910	760	680
	郵便差出箱及び信書便差出箱		380	320	280
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,900	960	670
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	910	760	680
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	19	16	14
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		27	23	20
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		41	34	30
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		55	45	41
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		82	68	61
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		110	91	81
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		190	160	140

	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			270	230	200	
	外径が1メートル以上のもの			550	450	410	
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	3	2	2
			その他のもの		9	8	7
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	730	610	540
	その他のもの	上空に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1年	460	380	340
		地下に設けるもの			270	230	200
		その他のもの			910	760	680
法第32条第1項第4号に掲げる施設				910	760	680	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.005を乗じて得た額		
		階数が2のもの			Aに0.008を乗じて得た額		
		階数が3以上のもの			Aに0.01を乗じて得た額		
	上空に設ける通路			930	480	330	

	地下に設ける通路		560	290	200	
	その他のもの		910	760	680	
法第32条 第1項第 6号に掲 げる施設	祭礼、縁日その他の催しに 際し、一時的に設けるもの		19	10	7	
	その他のもの		190	96	67	
令第7条 第1号に 掲げる物 件	看板（アーチ であるものを 除く。）	一時的に設 けるもの	表示面積1平 方メートルに つき1月	190	96	67
		その他のもの	表示面積1平 方メートルに つき1年	1,900	960	670
	標識		1本につき1 年	730	610	540
	旗ざお	祭礼、縁日 その他の催 しに際し、 一時的に設 けるもの	1本につき1 日	19	10	7
		その他のもの	1本につき1 月	190	96	67
	幕（令第7条 第4号に掲 げる工事用施設 であるものを 除く。）	祭礼、縁日 その他の催 しに際し、 一時的に設 けるもの	その面積1平 方メートルに つき1日	19	10	7
		その他のもの	その面積1平 方メートルに つき1月	190	96	67

	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,900	960	670
		その他のもの		930	480	330
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	910	760	680
令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.033を乗じて得た額		
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	190	96	67
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				91	76	68
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.023を乗じて得た額		
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額		
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額		
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額		
その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額				
令第7条第9号に掲げる施設	建築物			Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額

令第7条 第10号に 掲げる施 設及び自 動車駐車 場	建築物	Aに0.023を乗じて得た額		
	その他のもの	Aに0.012 を乗じて 得た額	Aに0.013 を乗じて 得た額	Aに0.016 を乗じて 得た額
令第7条 第11号に 掲げる応 急仮設建 築物	トンネルの上又は高架の道 路の路面下に設けるもの	Aに0.016 を乗じて 得た額	Aに0.019 を乗じて 得た額	Aに0.023 を乗じて 得た額
	上空に設けるもの	Aに0.023を乗じて得た額		
	その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額		
令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.033を乗じて得た額		
令第7条 第13号に 掲げる施 設	トンネルの上又は自動車専 用道路（高架のものに限 る。）の路面下に設けるも の	Aに0.016 を乗じて 得た額	Aに0.019 を乗じて 得た額	Aに0.023 を乗じて 得た額
	上空に設けるもの	Aに0.023を乗じて得た額		
	その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額		

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項及び第3条第1号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 令和3年4月1日前に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の規定による許可をした道路の占用で占用の期間が同日以降にわたるもの（同日以後に当該許可に係る期間が更新された道路の占用を含む。以下「既存占用」という。）に係る令和3年度以降の各年度分の占用料の額は、改正後の山形県道路占用料徴収条例（以下「改正後の条例」という。）第2条及び別表の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、その額が改正後の条例第2条及び別表の規定によるものとして算出した額を超える場合は、この限りでない。
 - (1) 令和3年度 当該既存占用について、改正前の第2条及び別表並びに山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（平成30年3月県条例第41号）附則第2項の規定により算出して得た当該年度分の占用料の額に1.2を乗じて得た額
 - (2) 令和4年度以降の各年度 当該既存占用に係る前年度分の占用料の額に1.2を乗じて得た額

提 案 理 由

道路の占用料の額の適正化を図る等のため提案するものである。

議第82号

山形県ふるさと交流広場条例を廃止する条例の設定について

山形県ふるさと交流広場条例を廃止する条例を次のように制定する。

山形県ふるさと交流広場条例を廃止する条例

山形県ふるさと交流広場条例（平成2年3月県条例第13号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提 案 理 由

山形県ふるさと交流広場を廃止するため提案するものである。

議第83号

山形県空港管理条例の一部を改正する条例の制定について

山形県空港管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県空港管理条例の一部を改正する条例

山形県空港管理条例（昭和39年3月県条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附則第4項中「令和3年3月31日までの間、山形空港」を「令和4年3月31日までの間、山形空港」に、「令和3年3月31日までの間、庄内空港と成田国際空港との間に路線を定めて一定の日時により航行するものにあつては令和元年8月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年3月31日まで」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提 案 理 由

山形空港に係る着陸料を10分の1とする期間及び着陸料を徴収しない期間を延長する等のため提案するものである。

議第84号

山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例（昭和33年4月県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

区分	教 員	養 護 教 員	栄 養 教 諭	寄 宿 舎 指 導 員	実 習 助 手	事 務 職 員	技 術 職 員	その他 の職員	計
市町村立 学校	人 5,687	人 332	人 65	人	人	人 354	人	人 10	人 6,448
県立中 学 校	17	1				1		1	20
県立特別 支 援 学 校	803	26		69	23	50		65	1,036
県立高等 学 校	1,778	53			146	152	13	114	2,256

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提 案 理 由

児童及び生徒並びに学級の数の変動等に伴い、学校職員の定数を変更するため提案するものである。

議第85号

山形県生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定について

山形県生涯学習センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県生涯学習センター条例の一部を改正する条例

山形県生涯学習センター条例（平成2年7月県条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中

センター（山形県緑町庭園文化学習施設に限る。）	多目的ホール	1,220円	1,750円	1,830円	を
センター（山形県緑町庭園文化学習施設に限る。）	多目的ホール	1,220円	1,750円	1,830円	に
	分館和室研修室	1,170円	1,680円	1,760円	

改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提 案 理 由

新たに設置する分館和室研修室の使用料の額を定めるため提案するものである。